

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成30年6月28日 19時07分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第4区の企業棧橋 袖ヶ浦東京ガス西シーバース灯から真方位165° 1.1海里付近 （概位 北緯35° 27.4′ 東経139° 58.2′）
事故の概要	貨物船北清丸は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 北清丸、748トン
船舶番号、船舶所有者等	141549、木村汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 棧橋施設 防舷材上部のコンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：19時00分ごろ 千葉県袖ヶ浦市には、平成30年6月26日16時26分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、企業棧橋（以下「本件棧橋」という。）に入船左舷着けの予定で着棧作業中、本件棧橋の南西方約150mで右舷錨を投下して錨鎖を伸出した。 本船は、風力6の南西風を右舷方から受ける状況下、本件棧橋とほぼ平行になったところで、本件棧橋に船首係船索2本（以下「本件係船索」という。）を取り、主機を中立運転としたところ、風により本件棧橋に圧流され、左舷船尾部が本件棧橋に衝突した。 船長は、予想よりも本件岸壁に圧流され、左舵を取って前進したり、本件係船索を巻いたりするなどの措置が遅れたと本事故後に思った。
分析	本船は、入船左舷着けで着棧作業中、風力6の南西風を右舷方から受ける状況下、本件棧橋との十分な距離が確保されていなかったことから、本件棧橋に圧流され、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、入船左舷着けで着棧作業中、風力6の南西風を右舷方から受ける状況下、本件棧橋との十分な距離が確保されていなかったため、本件棧橋に圧流され、左舷船尾部が本

	件棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 風下側の棧橋に着棧する際は、風の影響を考慮し、主機、舵、係船索等を適切に使用すること。